

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	介護保険要介護認定調査業務の委託（嘱託）について
--------	--------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部介護保険課認定第一係）

## 事業の概要

事業名	介護保険要介護認定調査業務												
担当課	介護保険課												
目的	認定（要介護状態区分の決定）を行うため												
対象者	新宿区の被保険者であって、介護保険要介護・要支援認定に係る申請者												
事業内容	<p>被保険者が介護保険サービスを利用する際は、要介護等認定の申請を行い、要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度介護が必要かの要介護等認定を受けなければならない。要介護等認定の申請を受けた区は、被保険者の居住先に調査員を派遣し、被保険者の心身の状況や生活環境等について、要介護等認定に必要な調査（以下「認定調査」という。）を行うこととなる。</p> <p><b>【介護保険制度の導入時】</b></p> <p>介護保険法では、認定調査のうち、新規の要介護等認定申請に係るもの（以下「新規調査」という。）については、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に委託できることが規定されていた。よって、当該委託については、「介護保険要介護認定調査の委託について」案件として、平成 11 年第 1 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会に報告し、了承を受けていた。</p> <p><b>【介護保険法の改正時】</b></p> <p>その後、平成 18 年 4 月の介護保険法の改正（以下「法改正」という。）により、区市町村職員が、新規調査を行うことと定められた。ただし、平成 20 年 3 月までの経過措置として、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に委託することができることも定められた。</p> <p>さらに、被保険者が遠隔地に居所を有する場合には、新規調査の実施を、当該居所に係る区市町村（要介護認定を実施する広域連合及び一部事務組合等を含む。）に嘱託し、又は都道府県知事が指定した指定市町村事務受託法人に委託できることと定められた（※）。</p> <p>また、認定調査のうち、更新及び区分変更の申請に係るものについては、法改正により、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設のほか、地域密着型介護老人福祉施設、地域包括支援センターにも委託できることと定められた。</p> <p>しかし、法改正にあたり、事前に法改正の内容に基づき、上記了承事項を修正する旨の報告を行っていなかった。</p> <p>※ 法改正に伴う介護保険法施行規則の改正により、平成 20 年 4 月以降は、嘱託先である上記区市町村又は委託先である指定市町村事務受託法人に限定された。</p> <p>よって、改めて本審議会に報告するものとする。</p> <p>(対象者数)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平成 23 年度の申請実績</td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">13,615 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">新規申請</td> <td style="text-align: right;">3,742 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">更新申請</td> <td style="text-align: right;">8,832 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">区分変更申請</td> <td style="text-align: right;">1,041 件</td> </tr> </table>	平成 23 年度の申請実績	合 計	13,615 件		新規申請	3,742 件		更新申請	8,832 件		区分変更申請	1,041 件
平成 23 年度の申請実績	合 計	13,615 件											
	新規申請	3,742 件											
	更新申請	8,832 件											
	区分変更申請	1,041 件											

## 件名 介護保険要介護認定調査業務の委託（嘱託）について

保有課（担当課）	介護保険課
登録業務の名称	介護保険要介護認定調査業務
委託（嘱託）先	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成11年度了承の委託先 指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設</li> <li>2 今回報告の委託（嘱託）先 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 新規申請 他の区市町村（嘱託）、指定市町村事務受託法人</li> <li>② 更新及び区分変更 他の区市町村（嘱託）、指定市町村事務受託法人、 地域密着型介護老人福祉施設、地域包括支援センター</li> </ol> </li> </ol>
委託（嘱託）に伴い事業者 に処理させる情報項目 （だれの、どのような項目か）	<p>【認定調査を受ける者に係る情報項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険要介護認定訪問調査依頼書 被保険者番号、被保険者氏名、フリガナ、生年月日、性別、住所、 電話番号</li> <li>2 介護保険要介護・要支援認定申請書（写） 申請者氏名、本人との関係、提出代行者名称、 申請者又は提出代行者の住所、被保険者番号、被保険者氏名、 フリガナ、生年月日、性別、住所、電話番号、現在いる所、 前回の要介護認定の結果（要介護度・認定有効期間）、 現在の病院入院中又は施設入所中の有無、 現在の入院先病院名又は入所先の施設名及び所在地</li> <li>3 介護保険要介護・要支援認定申請に伴う連絡事項（写） 認定調査日程の連絡先（氏名・本人との続柄・電話番号）、 立会希望者（氏名・本人との続柄・電話番号）、申請の理由、 担当ケアマネジャーの情報（氏名、指定居宅介護支援事業所名、 電話番号）、申請者から調査員への連絡事項</li> </ol>
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託（嘱託）理由	<p>現在、新宿区では、認定調査が年々増加する傾向にある。その一方、認定申請を受けてから、原則として30日以内に、「認定結果通知書」により当該申請者に通知しなければならない。そのような状況に鑑み、法改正により委託（嘱託）できることとされた他区市町村及び指定市町村事務受託法人等に委託（嘱託）することとする。</p>
委託（嘱託）の内容	認定調査
委託（嘱託）の開始時期及び期限	平成18年4月1日から（以降継続）
委託（嘱託）にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、特記事項を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定調査の実施に伴い取り扱う個人情報については、施錠できる保管庫に保管させる。</li> <li>2 受託先（管理者）に従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施させる。</li> </ol>

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

## (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

## (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

## (適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

## (再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

## (資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり

乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

**(業務に関する報告)**

- 11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

**(監査)**

- 12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

**(従業員に対する教育)**

- 13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

**(事故発生時等における報告)**

- 14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

**(公表)**

- 15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

**(損害の賠償)**

- 16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。